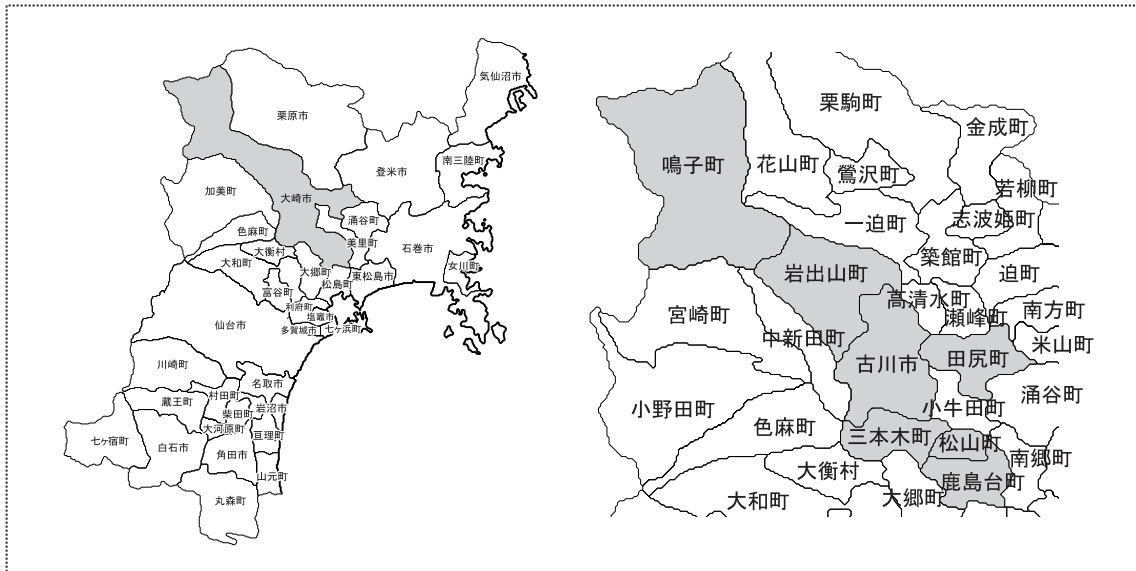


8 大崎市（おおさきし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	古川市，志田郡松山町，同郡三本木町，同郡鹿島台町，玉造郡岩出山町，同郡鳴子町，遠田郡田尻町	
合併期日	平成18年3月31日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	大崎市役所本庁舎	〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号
	松山総合支所	〒987-1395 大崎市松山千石字広田30
	大崎市役所三本木庁舎・三本木総合支所	〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂24-3
	鹿島台総合支所	〒989-4192 大崎市鹿島台平渡字上戸下26-2
	大崎市役所岩出山庁舎・岩出山総合支所	〒989-6492 大崎市岩出山字船場21

	鳴子総合支所	〒989-6892 大崎市鳴子温泉 字新屋敷 65
	田尻総合支所	〒989-4308 大崎市田尻沼部 字富岡 183-3
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	135,975 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	796.76 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	1,947 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	34 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	大崎地方合併協議会
設立年月日	平成 15 年 7 月 1 日
解散年月日	平成 18 年 3 月 30 日
開催状況	平成 15 年 7 月 7 日～平成 18 年 3 月 11 日 (計 43 回)
組織	会 長：古川市長 佐々木 謙次 副会長：鹿島台町長 鹿野 文永 田尻町議会議長 三神 祐司 岩出山町住民代表 氏家 登志子 委 員：58 人 (会長, 副会長を含む。)
事務局	37 人体制 (古川市 10 人, 岩出山町 6 人, 岩出山町以外の各町 4 人, 県 1 人) ※県古川合同庁舎内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	定数特例適用 ・ 特例定数 53 人 ・ 条例定数 34 人 新市の設置後最初に行われる選挙につき, 選挙区設定 (各定数: 古川市 22 人, 松山町 4 人, 三本木町 4 人, 鹿島台町 6 人, 岩出山町 6 人, 鳴子町 5 人, 田尻町 6 人)
庁舎の位置	旧古川市役所
新市町名称の選定方法	公募, 候補の選定を小委員会に付託し, 協議会で決定。

	(最終候補：大崎市，おおさき市，北宮城市，古川市，ふるかわ市，宮城市)
農業委員会の取扱い	農業委員会等に関する法律 34 条に基づき平成 18 年 7 月 19 日まで存続
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の個人均等割は，地方税法 310 条の規定による。 ・法人市民税の法人税割は 14.7%（制限税率）とする。ただし，松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町に所在する法人事業所の税率は，合併日及び平成 18 年度 13.5%，平成 19 年度 13.9%とする。 ・固定資産税，軽自動車税の税率は，1 市 6 町に相違ないため現行のとおりとする。 ・市町たばこ税，特別土地保有税は，1 市 6 町に相違ないため現行のとおりとする。 ・都市計画税の税率は 0.3%とする。ただし，平成 18 年度から 3 年間は，現在設定でされている税率を適用する不均一課税とする。 ・入湯税は，鳴子町の例とする。 ・鉱産税は，廃止する。
使用料，手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産目的外使用料は，合併時に統一する。 ・市・町営駐車場，駐輪場使用料及び放置自転車等返還徴収料は，現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・道路占用料・法定外公共物占用料等及び都市公園の使用料は，合併時に統一する。ただし，都市公園等の有料施設使用料は，現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・商工観光施設及び農業関係施設の使用料は，現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・社会教育施設及び社会体育施設並びに文化会館等の施設使用料は，現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・保健福祉施設の使用料は，現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・手数料は，合併時に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率は，合併時に統一する。 ・介護保険料は，現行のとおりとし，平成 18 年度から保険料を統一する。
上水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の水道料金及び料金体系は，新市の事業計画及び

	<p>財政計画を策定し、鳴子町を除き平成 20 年度に古川市を基本に検討する。ただし、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、田尻町の 5 町は、平成 18 年度及び平成 19 年度に限り、三本木町を基本に統一する。鳴子町は、統一に向けて段階的に調整を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩出山町における簡易水道は、上水道の料金の取扱いと同一とする。ただし、鳴子町は、現行のとおり引き継ぐものとするが、統一に向けて段階的に調整を図る。 ・専用水道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の下水道使用料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 19 年度に古川市の料金及び料金体系を基本に統一に向け検討する。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・町・字の区域は現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・町・字の名称は、原則として現行のとおりとし、字名の前に市町名（市・町を省く）を付けて表示する。
行政区の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区の区域及び名称は、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとし、再編は新市において検討する。 ・行政区の名称で重複するものは、原則として行政区の名称の前に市町名（市・町を省く）を付けるものとする。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

平成 14 年 6 月 4 日の大崎地方町村会臨時総会において、古川市長が出席町長に対し行った市町村合併問題について考える研究会の設立の呼びかけをきっかけに、7 月 22 日に大崎 1 市 9 町（古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町）の助役や合併担当課長等で構成する「大崎 1 市 9 町市町村合併事務研究会」が設立された。そして、9 月には栗原郡の高清水町、瀬峰町両町に参加要請を行った結果、10 月から正式に両町が加わり、会の名称を「大崎 1 市 9 町・栗原 2 町市町村合併事務研究会」に変更した。

12 月 5 日の研究会の席上で、古川市長が平成 15 年 2 月末頃に任意の合併協議会の設置について提案。遠田郡 3 町による合併協議会設立を目指す小牛田町、涌谷町、南郷町と、参加を保留した高清水町を除く 1 市 7 町により、平成 15 年 2 月 28 日に

任意の合併協議会である「大崎地方合併推進協議会」（以下、「任意協議会」という。）が設立された。

なお、瀬峰町は3月に住民意向調査を行った結果、「栗原地域との合併を望む」との回答が「大崎地域との合併を望む」の回答を上回ったことから、17日に任意協議会を離脱した。

任意協議会では、合併方式は新設合併とし、合併特例法期限までの合併を目指すことや7月1日に法定協議会を設置することなどを決定。6月30日に7市町議会において、それぞれ法定協議会設置議案を可決し、7月1日に法定協議会である「大崎地方合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年7月の第1回目の会議において、任意協議会で合意したとおり合併特例法期限内に新設合併を目指すことを承認し、新市の名称や事務所の位置、議員の取扱いなどについては小委員会で協議することを確認した。

新庁舎については、小委員会で協議の結果、その位置を古川市とし、合併後10年以内を目標に古川市に新庁舎の建設を図ることで合意、10月の第5回協議会で承認された。

新市の名称については、公募した中から小委員会が最終候補として「大崎市」、「おおさき市」、「古川市」、「北宮城市」、「ふるかわ市」、「宮城市」の6点を選定し、12月の第8回協議会で委員による投票の結果、「大崎市」とすることを決定した。

議員の取扱いについては、小委員会で特例の適用等について協議を重ねた結果、12月の第9回協議会で、議員定数を34とし、最初の選挙に限り定数特例を適用して定数を53とすることや、最初の選挙について旧市町単位に選挙区を設け、各選挙区の定数を古川22、鹿島台、岩出山、田尻が各6、鳴子5、松山、三本木が各4とすることを決定した。

合併期日については、合併旧法が1年間延長される見通しとなったことを踏まえ、平成16年3月の第14回協議会で、「平成17年3月22日とする。ただし、合併特例法の一部改正があった場合は平成17年4月1日とする」と決定した。

平成16年4月17日の第16回協議会で新市建設計画を承認し、計26すべての協定項目について協議が整った。

この後、鳴子町と三本木町において、住民投票条例制定を求める動きがあった。

鳴子町では、平成16年5月に合併について町民の意思を問う住民投票条例の制定を求め住民団体から直接請求が行われ、6月8日の臨時会で条例案について審議された結果、反対多数で否決された。

また、三本木町では、6月11日の臨時会で、議員発議で提出された合併についての意思を問う住民投票条例案を賛成多数で可決し、8月8日に住民投票が行われた

が、投票率が成立要件の50%に満たない47.99%に止まったため、開票されない結果となった。

一方、古川市では、合併協定調印の際の重要な参考とすることを目的に、6月に住民意向調査を実施したところ、「反対」と「どちらかと言えば反対」を合わせた回答が44.69%と、「賛成」と「どちらかと言えば賛成」を合わせた回答36.80%を上回る結果となり、7月7日の古川市議会の合併問題調査特別委員会で、反対の理由として最も多かったのが新市の名称であったことが報告された。

このような中、8月21日に合併協定調印式が行われ、9月1日に各市町議会で合併関連議案を審議したが、古川市議会において、住民意向調査で反対が賛成を上回ったことなどを理由に廃置分合議案が反対多数で否決され、三本木町でも議員定数議案が1票差で否決される結果となった。

古川市長は、市議会で否決された責任を取り、9月6日に市議会議長に対し辞任届を提出し、改めて市民に信を問うとして、7市町の枠組みによる合併を公約に、出直し市長選に立候補した。そして、10月24日に投票が行われた結果、再選を果たした。

古川市長は、11月2日に合併協議会に対し、時間的な制約等から合併期日の延期と、新市の名称を「大崎市」から「古川市」に変更することについて、再協議を申し入れる文書を提出し、合併協議会で協議を重ねた結果、12月19日の第28回協議会において、新市の名称は「大崎市」のままにし、合併期日を平成18年3月31日に変更することと決定した。

古川市議会では平成17年1月に議員発議により、合併の是非を問う住民投票条例案が提出されたが、1月10日に臨時会を開き審議した結果、反対多数で否決された。

平成17年1月13日に再度合併協定調印式が行われ、1月18日から19日にかけて各市町議会在合併関連議案を審議した結果、すべての市町で可決した。

1月21日に知事に対し廃置分合申請が提出され、3月18日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、4月15日に官報告示され、平成18年3月31日に大崎市が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年5月30日	遠田郡4町と志田郡松山町、鹿島台町の6町で「大崎東部市町村合併研究会」設置
平成14年7月22日	古川市、志田郡3町、玉造郡2町、遠田郡4町で「大崎1市9町市町村合併事務研究会」設置

平成 14 年 10 月 2 日	栗原郡高清水町，瀬峰町が加入し「大崎 1 市 9 町・栗原 2 町市町村合併事務研究会」に名称変更
平成 15 年 2 月 28 日	栗原郡瀬峰町を含む 1 市 7 町で「大崎地方合併推進協議会」（任意協議会）設置
平成 15 年 3 月 17 日	瀬峰町が住民意向調査の結果を踏まえて任意協議会から脱会
平成 15 年 7 月 1 日	法定協議会設置
平成 16 年 6 月 8 日	鳴子町議会は，直接請求による住民投票条例案を反対多数（賛成 7，反対 8）で否決
平成 16 年 6 月 11 日	三本木町議会は，議員提案による住民投票条例案を賛成多数（賛成 8，反対 7）で可決
平成 16 年 6 月	鳴子町の住民意向調査の結果，反対が賛成を上回る（「合併すべき」44.3%，「合併すべきでない」55.7%）
同上	古川市の住民意向調査の結果，反対が賛成を上回る（①賛成 19.82%，②どちらかと言えば賛成 16.98%，③どちらかと言えば反対 18.50%，④反対 26.19%，⑤分からない 17.42%，⑥その他 1.09%）
平成 16 年 7 月	岩出山町の住民意向調査の結果，賛成が反対を上回る（①合併した方が良い 16.63%，②どちらかと言うと合併した方が良い 6.64%，③時代の流れなので合併はやむを得ない 27.10%，④どちらかと言うと合併しない方が良い 11.63%，⑤合併しない方が良い 19.45%，⑥どちらとも言えない 12.67%，⑦無効 5.88%）
平成 16 年 8 月 8 日	三本木町の住民投票の結果，投票率が成立要件の 50%に満たない 47.99%に止まったため未開票
平成 16 年 8 月 21 日	合併協定調印式
平成 16 年 9 月 1 日	各市町議会で合併関連議案が提案され，古川市議会（廃置分合議案を否決），三本木町議会（議員定数議案を否決）以外の 5 町の議会においては，全議案を可決
平成 16 年 9 月 6 日	佐々木謙次古川市長が市議会議長に辞任届を提出
平成 16 年 10 月 24 日	古川市長選で大崎地方 1 市 6 町での合併特例法期限内の合併を訴えた佐々木謙次前市長が当選
平成 16 年 11 月 2 日	古川市長が合併協議会に対し，①合併期日（平成 17 年 4 月 1 日）の延期，②新市名の「大崎市」から「古川市」への変更を申入れ

平成16年12月19日	第28回協議会で①合併期日の平成18年3月31日への延期，②新市名は変更しないことを決定
平成17年1月10日	古川市議会は，議員提案による住民投票条例案を反対多数（賛成11，反対13）で否決
平成17年1月13日	合併協定調印式
平成17年1月18日	各市町議会で合併関連議案が提案され，古川市議会は廃置分合議案を可決，他の6町は全議案を可決
平成17年1月19日	古川市議会に残る3議案（財産処分，議員定数，定数特例）を可決
平成17年1月21日	廃置分合申請
平成17年3月18日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成17年4月15日	官報告示
平成18年3月31日	大崎市誕生